

津市中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金（物価高騰対策）
の取扱いについて

（趣旨）

第1 この取扱いは、エネルギー価格の高騰により大きな影響を受けている中小企業者の事業の継続を支えるため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき支援金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この取扱いにおいて、次に掲げる用語の意義は、以下の(1)から(3)までに定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（同法第2条第5項に規定する小規模企業者を含む。）であって、本市の区域内に事業所を有する法人又は個人事業主をいう。
- (2) エネルギー経費 ガソリン、軽油、重油、灯油、電気及びガスに係る経費をいう。
- (3) 帳簿 所得税法（昭和40年法律第33号）第148条第1項及び同法第232条第1項並びに法人税法（昭和40年法律第34号）第126条第1項及び同法第150条の2第1項に規定する帳簿書類をいう。

（名称）

第3 第1の支援金は、「津市中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金（物価高騰対策）」（以下「支援金」という。）と称する。

（交付の対象）

第4 支援金は、今後も事業を継続する意思がある中小企業者であって、エネルギー価格の高騰の影響を受け、令和7年1月から令和7年12月までのうち、いずれかの1月分（1日からその月の末日まで）の帳簿に経費として計上されたエネルギー経費（本市の区域内の事業所において使用されたものに限る。）の合計額（以下「交付対象経費」という。）が、5万円以上の中小企業者に対し、事業活動の維持及び継続のために要した費用をその対象として、これを交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の(1)から(7)までのいずれかに該当する者に対しては、支援金を交付しないものとする。

- (1) 本市から、補助金その他名称の如何を問わず、同一のエネルギー経費に対する支援制度の対象となっている者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員等が津市暴力団排除条例（平成23年津市条例第3号）第2条第4号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条第3号に掲げる暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (5) 宗教上の組織又は団体
- (6) 政治団体
- (7) その他市長が適当でないと認める者

（支援金の額等）

第5 支援金は、次に掲げる区分に応じ、(1)から(4)までに定める額とし、予算で定める範囲内において、1事業者1回限りこれを交付するものとする。

- (1) 交付対象経費が5万円以上10万円未満の場合 2万5千円
- (2) 交付対象経費が10万円以上20万円未満の場合 5万円
- (3) 交付対象経費が20万円以上30万円未満の場合 10万円
- (4) 交付対象経費が30万円以上の場合 15万円

（交付申請受付開始日及び交付申請期限）

第6 支援金に係る交付申請受付開始日は、令和8年4月2日とする。

- 2 交付申請期限は、令和8年7月31日（当日消印有効）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（支援金の交付申請）

第7 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、津市中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金（物価高騰対策）交付申請書（請求書）（第1号様式）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 令和7年1月から令和7年12月までのうち、いずれかの1月分（1日からその月の末日まで）のエネルギー経費に係る事業者備付けの帳簿の写し
- (2) 令和7年分の確定申告書の写し、又は令和8年1月以降の開業届等の

写し

- (3) 申請者名義の通帳の写し
- (4) 津市中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金（物価高騰対策）の申請に関する誓約・同意書（第2号様式）
- (5) 市税の完納証明書の原本又は写し（発行日が申請日より3月以内のもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 支援金の交付申請は、原則として郵送により行うものとする。

3 交付申請書について、申請者の同意を得た場合は、津市において交付決定した後は、支援金の請求書として取扱うものとする。

（支援金の交付決定及び額の確定）

第8 市長は、第7の1の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付の決定を行うとともに交付すべき支援金の額を確定し、その旨を津市中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金（物価高騰対策）交付決定及び確定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9 市長は、支援金の交付を決定する場合においては、当該交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより条件を付すものとする。

（申請の取下げ）

第10 規則第7条の市長が定める期日は、申請者が第8の規定による交付の決定及び確定の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

（事業継続の判断）

第11 支援金の受給後に廃業等となった事業者において、支援金の申請時点では事業継続の意思があり、廃業等に至る状況について、やむを得ないと判断される場合は、支援金の返還の義務はないものとする。

（適用除外）

第12 支援金については、規則第12条の規定にかかわらず、実績報告書（規則第6号様式）の提出を要しないものとする。

（委任）

第13 この取扱いに定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。